

東北地方振興計畫要綱

一、東北地方振興に關する事業は、同地方に文化を進め産業を興して廣義國防の實を擧ぐることを目的とせるものなること、大東亞戰爭下において國家の總力を發揮するの要いよ／＼緊切なるものあるに鑑み時局に即應せる新計畫を樹立し以て、東北地方における人的および物的態勢を整備強化せんことを期せり

二、本計畫は東北地方の特異性に鑑み緊急實施を要すと認めらるゝ別記六項目につき重點的に調査をなしたるものなり

三、東北地方振興の目的を達成するについては相當長期を要すべきも、本計畫には差當り昭和十八年度以降五箇年度間において實施すべき事項を掲げた

四、本計畫の實效を擧げその目的を達するには特に左記事項の實現を要するものとす

- (1) 本計畫實施に要する經費ならびに資材資金等は極力これを節約すべきも必要缺くべからざる限度については特に考慮すること
- (2) 本計畫の遂行に當りては成るべく地方負擔の加重を避くることとし、その負擔に屬する分に對しては低利資金の融通および利子補給の途を講ずること
- (3) 本計畫に要する豫算は各省において成るべく獨立の款を設けこれを計上すること
- (4) 本計畫の實施については國家各般の方策と連絡協調を保つため適當なる組織を設定すること

東北地方振興計畫六項目

- 一、振興精神の作興
- 二、人口の増殖並びに資質の向上
- 三、食糧の増産
- 四、資源の開發利用および工業の建設
- 五、開發立地條件の整備
- 六、東北興業株式會社の機能強化

財團法人人口問題研究會主催第十四回人口問題同攻者會合の開催

財團法人人口問題研究會に於いては昭和十七年六月六日厚生省大會議室に於いて「東亞共榮圏の人口」なる題下に第十四回の人口問題同攻者會を開催したが、當日の講師及び演題を掲ぐれば左の如くである。

- 南方圏の民族・労働  
人口問題研究所研究官 小山 榮 三
- 印度の人口・民族  
人口問題研究所調査部長 岡崎 文 規

大東亞に關する邦人の理念の變遷  
人口問題研究所研究官 關山直太郎

日本醫療團正副總裁及理事の決定

- 日本醫療團の正副總裁及理事は昭和十七年五月十五日厚生大臣より左記の如く任命せられた。
- |         |          |        |
|---------|----------|--------|
| 日本醫療團總裁 | 醫學博士     | 稻田 龍 吉 |
| 副總裁     | 海軍軍醫中將   | 高杉新一郎  |
| 同 理 事   | 前長崎縣知事   | 平 敏 孝  |
| 同 理 事   | 前厚生省豫防局長 | 高野 六 郎 |

朝鮮に徴兵制實施の決定

昭和十三年勅令第九十五號陸軍特別志願兵令の實施以來朝鮮人の特別志願兵は毎年増加を見つゝあつたが、政府は昭和十七年五月八日閣議に於いて昭和十九年度より朝鮮に徴兵制を實施することを決定、九日情報局發表並に情報局總裁談を以て次の如く之を發表した。

情報局發表

政府は八日の閣議において「朝鮮同胞に對し徴兵制を施行し昭和十九年度よりこれを徵集し得る如く準備を進むること」に決定せり。

情報局總裁談

朝鮮同胞に對し徴兵制を施行せられんことを念願する要望は議會に對する請願、現地からの報告等に徴するも甚だ熾烈なるものがあり、さきに昭和十三年勅令第九十五號陸軍特別志願兵令をもつて志願による現役または第一補充兵編入の途を拓かれ銓衡に合格した志願兵は現に陸軍部隊で良好な成績を擧げ時局下の軍務に従事してゐる、また支那事變以來、内鮮一體の氣運は澎湃として起り、特に大東亞戰爭勃發を契機とする朝鮮同胞統後奉公の至誠は頓に昂揚して居る事情に鑑みこゝに徴兵制施行の準備を進むることに関し閣議決

- 工學博士 佐野利器  
元仙臺稅務監督局長 川又公平  
結核豫防會發行者部長 遠藤繁清  
衆議院議員 三宅正一